

令和8年度 第34回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和8年4月16日（木）13：30～14：38

2 開催場所 朝来市和田山ジュピターホール小ホール

3 出席した農業委員 13人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

8番 篠岡 昌代委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 伊藤 孝行委員

推進委員 奥 武史委員 笠垣 肇委員

7 議事日程

日程第1 議案第162号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第163号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第164号 非農地証明申請について

日程第4 議案第165号 遊休農地の非農地判断について

日程第5 議案第166号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の
意見聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 田路 義明 主幹 椿野 貢

主幹 石橋 禎之

9 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会のほうに御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第34回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付をいたしております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、着席して進めさせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第34回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次の、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、3番の寺前信龍委員と4番の藤井幸三委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1、議案第162号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位348番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。まず、案内図を御覧ください。

これは、皆さんも分かり易いところがございますので、国道312号線を和田山方面から上ってきていただきますと、石田の交差点までにこの申請地がございます。目印としましては、312号線沿いに建機レンタルのニシガキっていうのが店舗を構えておられまして、そのごく近くのそこに表示されております多々良木●●番地が今回の申請地でございます。

それでは、簡単ですけども説明をさせていただきます。今回の無償移転の経過につきましては、●●さんが私の家に見えまして、これらの3条申請のことについてお話を伺っ

たところでございます。

簡単に申し上げますと、譲渡人と譲受人は御兄弟でございますして、2人とももう高齢になったので、この申請地について、今後管理していくのは誰がふさわしいかということをお話し合ったそうですが、やはり申請地の住所に住む●●さんが、今後よかろうという話になりまして、今回の3条無償移転に至ったところでございますのでよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位349番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、受付順位349番の写真を御覧ください。申請地は県道浅野山東線を山東庁舎から約300メートルほど行きますと、右側にヒメハナ観光の事務所があります。その前の道を左側に約200メートルほど行きますと申請地があります。航空写真で見ますとちょうど真ん中の辺にあります。

このたび、●●さんと●●さんの間で話し合いがまとまりました。●●さんは、御主人が正月に亡くなられてまして、それまでに●●さんとの間でお話できていたそうでございます。

区長さん、農事部長さんも同意されており、申請書も提出され、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位350番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。350の説明を申し上げます。航空写真を御覧ください。申請地は野村区という区になりますが、フジッコと和田山中学校の間の道を東河の奥方面に約1.5キロほど進んだところが、野村区というふうになります。野村区の旧道、バイパスではなく旧道を進んでいただきますと申請地がございます。

●●さんは、遺産相続でこの土地をもらいましたが、長年、管理は●●さんのほうでずっとされてました。

このたび、登記も全部やり替えて●●さんのほうに任すということで、●●さんのほうは花木を植えたいということで、みかん、梨、それからリンゴなどもちょっとやってみたいというようなお話もありました。管理もずっとされてますので、問題ないだろうと思います。どうぞ御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位351番の提案理由の説明を高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。351番の航空写真を御覧ください。今回申請地はですね、国道312号線、加都の交差点を山城方面へ進んでいただきまして、播但線の踏切がございます。そこから、約400メートルほど進みますと安井の集落へ入る道がございます。そこを左折して集落内へ入っていただき100メートルほど進んだところが、今回の申請地となっております。

譲受人と譲渡人は親戚関係にございまして、譲渡人のほうが叔父さんということでありまして。譲渡人の●●さんにおかれましては高齢になったということ、従前より管理している●●さんのほうに渡したいというふうなことになりまして、お話がまとまり今回の申請になっております。各種要件等合致しております。許可相当と思われまして。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位352番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 受付順位352番の提案理由の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地の場所は旧簡易裁判所、以前は社会福祉協議会の作業所となっておるところの裏手になります。裏手にある畑であります。

譲受人の●●様は申請地の直ぐ近くに生まれまして、管理機を1台持たれております。現在、御自分の畑では、芋、岩津ねぎ、年中野菜・花を育てておられ、耕作ができるということでございます。

譲渡人の●●様は、申請地をこれまで保全管理をされておりましたが、耕作をされる方を探されており、このたび、地区内の●●様に譲り渡しされますので、3条申請をされるということとなりました。書類も整っておりますので許可相当と思われまして、慎重御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位353番の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員 失礼いたします。航空写真353番を御覧ください。中央の右下がりの白い道は427号線で、右上は一品の公民館で左側に粟鹿自治協があります。その427号の左側に北近畿豊岡自動車道の入口があります。その入口から右下の遠阪峠方面に200メートルほど行きますと四つ角を右折し、柴川の橋を渡り60メートルほど行きますと、右側に申請地●

●番地があります。

譲受人の●●さんは、現在、譲渡人の●●さんの申請地●●番地の田を耕作されています。譲受人の●●さんは営農規模拡大のために、譲渡人の●●さんと合意の下3条申請をされました。営農計画書、農地に係る誓約書も提出されております。何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位354番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付番号354番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地は、糸井市民会館の手前500メートルのところですよ。

譲受人の●●さんは、10年ほど前に、譲渡人の●●さんの実家を購入し移住されました。当時は、農地を購入することはできなかったため、野菜作りの畑として借りておられました。

このたび、購入することができることが分かり●●さんに話したところ、●●さんは神戸に住んでおられ、将来的にもこちらへ戻ってくる予定はないということで、話がまとまりました。何ら問題はないと思いますので審議をよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位355番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位355番の説明をさせていただきます。まず航空写真を御覧ください。写真の場所は和田山町岡区で、航空写真のほう355—1と、それから355—2の2枚ございますのでよろしく願いいたします。この場所へは国道9号線、大蔵地区の法道寺の信号、近くに隆盛堂、ネッツトヨタ、ホームセンターフジヤなどがありますけど、その信号を石和谷方面へ県道527号線を走り、2キロほど山間に入ったところが、この岡区、芳賀野地区の今回の申請地となります。

譲受人の●●さんはこの地区の出身であり、夫婦で住むための住居を探しておられました。譲渡人の●●さんにおかれましては既に三重県にお住まいであり、ここの芳賀野地区の家は空き家になっており、このたび、譲受人と譲渡人との間で家を購入するに当たり、田畑も有償移転ということで話がまとまり、今回の申請に至っております。

写真355—1に申請地●●番地、それから●●番地があり、この土地につきましては野菜を栽培していくということです。それから、2枚目の写真●●番地、この田につきましては今現在もそうですけど、譲受人のお父様が引き続き耕作され管理されるということです。

譲受人からは営農計画書、それから農地に係る誓約書は提出されておりますので、特に問題はないと思いますけど、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位356番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員欠席のため、事務局に説明を求めます。

○事務局 受付順位356番の提案理由を説明させていただきます。航空写真を御覧ください。申請地の桑原●●番地は、桑原公民館から北へ山林に向かって上がったところにあります畑でございます。

譲受人の●●様は、住所は京都市ですが、林垣にある株式会社●●の代表をされており、会社内に宿泊場所を作り、月曜日から金曜日まで泊まり込みで会社に常勤されているとのことでございます。

申請地は畑ですが、管理があまりできていなかったものです。このたび、譲渡人の●●様と譲受人の●●様と合意に至りましたので3条申請がありました。営農計画書も提出があり、栗の木を10本植栽され、果樹栽培をされる計画であります。書類も整っており、許可相当と思われまますので、慎重御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長 受付順位348番から356番につきまして、地元委員並びに事務局からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員のほうから補足説明ございますか。

○奥委員 失礼をいたします。この4月3日に、委員3名と事務局4名で現地を見て回りました。地元委員さんと事務局さんの説明どおり、何ら問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願ひをいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位348番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位349番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位350番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位351番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位352番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位353番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位354番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位355番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位356番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第163号「農地法第5条申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位357番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位357番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地の場所は、右岸道路から糸井に入るところに、コンビニストアのファミリーマートがあります。その裏の手前で道沿いになります。

譲受人の●●は、事業拡大で営業車両も増え、駐車場に困っていたところ、隣接するこの農地があることが分かりました。譲渡人の●●さんは、水がないので草の管理だけはされてきました。細長く利用しにくいのですが、道を横断することもなく、職員の駐車場としてなら出入りも少なく便利だということで、購入することになりました。

何ら問題ないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

○議長 受付順位357番について、地元委員から提案の説明がございました。

現地調査委員の笠垣委員のほうから補足説明ございますか。

○笠垣委員 失礼します。4月の3日に、現地調査を新旧事務局4名と委員3名で巡回いたしました。その結果、今、地元委員が説明されたとおりで、何ら問題ないと考えますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、5条関係につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんか。ないようですので、受付順位357番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第164号「非農地証明申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位358番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、説明させていただきます。358番の航空写真を御覧ください。申請地は、国道9号線を大垣交差点から福知山方面に約3キロほど行きますと右側に入る道があり、その道を行くと塩田集落になります。申請地は塩田公民館の前にあります。航空

写真で言いますと、ちょうど真ん中ぐらいでございます。

この申請地は、平成15年ごろから●●さんの父、●●さんが死亡されるまで物置として使用されてきましたが、今回、畑であることが分かり、非農地の証明を受けることになりました。始末書等も提出され問題はないと思います。なお、今は塩田集落の農機具等が保管されて使われております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位359番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。まず航空写真を御覧ください。この申請地につきましては、立脇と桑市の区境いぐらいにあるというふうに御理解をお願いしたいと思います。愛タウンというところ、住宅団地があるんですが、そこに上がっていきます道がございます、そこを上がっていただいて、今度北に降りていただくと、申請地の●●番地、●●番地が道沿いがございますので、すぐに分かるところでございます。

この申請地につきましては、私が直接と言いますか、これは所有者の方とお話することは事情があってできなかった訳でございますが、この所有者の●●さんにつきましては、不動産のいわゆる土地家屋調査士と思われませんが、それらの資格をお持ちでして、私のところに送られてきました一件の書類というのは、やはり専門家の作られた書類でございましたので、何も問題がでるようなことは一切ありませんでした。

それを基に現地を私が確認をいたしました。この申請地に付随します住居につきましては、空き家ではございませんでして、どなたかということは分かりませんでしたが、今も生活をされております。これらの住居を取り巻くように申請地の●●番地、●●番地がございました。その現況につきましては、そこに書かれておりますように、90年前から宅地として使用してきたという説明がございましたので、そのことが事実かどうかをやはり確認する必要がございましたので、無断ではありましたが、これらの土地に立ち入りをさせていただいて見分をしてきたところではありますが、やはり90年という状況をどうして確認したかと申し上げますと、やはり先ほど申し上げましたように、申請地の資料というのが完全に出来上がっておりますので、それらのところから登記簿等の表示事項から見ますと、やはり90年ぐらいの経過は経っているということを確認をさせていただいたところでございます。一部、この中では建物が全て建てられている状況じゃなくって、空き地のようなところもございましたが、そこは建物と一体利用がされておる形状が確認できましたので、今回、宅地の様相に一角必要だろうというふうに判断をさせていただいたところ

であります。先ほど申しあげましたように、登記簿等の書類から確認をいたしますと、90年は使用してきたということはほぼ間違いないということを確認いたしましたので、御審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位358番及び359番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の伊藤委員のほうから補足説明はございますか。

○伊藤委員 失礼します。4月3日、事務局4人、委員さん3人で現地調査をしました。地元委員さんの説明どおり、何の問題もなかったことを報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございませんか。

特にないようですので、受付順位358番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位359番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第165号「遊休農地の非農用判断について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第165号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 令和7年8月から9月にかけて、利用状況調査と併せて、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行っていただいた結果、農地に該当しないと判断いただいたことから議案を提出させていただくものです。

7ページの事前通知回答結果表を御覧ください。令和7年度の農地利用状況調査で把握いたしました再生利用が困難な農地で、非農地判断の調査対象地として非農地判断通知

の手順に基づき、今年1月5日に農地所有者等に対し非農地判断に係る事前通知書を発出しており、所有者等から農地として利用すると意向の回答があった農地については農地として判断しております。事前通知回答結果の下段を御覧ください。意向の回答結果を⑦の欄に、農地、非農地の判断結果として記載をしております。事前通知を行った農地は5筆、面積2,041平方メートル、所有者等3人で、そのうち所有者等から農地として利用する意向の回答があったため農地と判断した農地は4筆、面積1,787平方メートル、所有者等2人、非農地と判断した農地は1筆、面積254平方メートル、所有者等1人となっております。

非農地判断した農地については、いずれの農地も雑草、灌木類が繁茂している状況となっております。現地調査のときには、全ての対象地の現況写真を撮影し、所有者への説明や農業委員会の判断等の資料、土地地目変更登記の際に現状を登記官が判断する資料として活用するため、適切に保存しております。

農地法第2条第1項の規定に該当しないと判断された場合は、非農地判断後の手順に従い、農地所有者等に非農地通知書を発送するとともに、市関係部局、農林振興課、税務課など、及び法務局に情報提供することとなっております。また、非農地通知書を発出する場合は、法務局との協議により、地目変更の登記を行うよう促すため、登記申請手順等の案内文書を併せて送付することといたします。

以上で、議案第165号、遊休農地の非農地判断についての説明を終わります。

○議長 今、事務局から説明がございましたが、この点につきまして御意見なり御質問ございますか。

地元委員、何かあります。

○細見委員 この農地は毎年農地パトロールで上がってくる農地なんですけど、現在、農地として活用するというので4筆ありますけど、多分今年も同じ状況じゃないのかなとは思っております。

○議長 自分でちょっとチェックして、よく指導してください。本人は農地としていくということは、何か作るということなんやからね。

○細見委員 そうなったことがないので、同じことになるんじゃないかなと思います。

○議長 そうやね。現実、そういう問題もあるかもしれんね。

何か、皆さん、ほかございませんか。

よろしいですか。

特にないようですので、議案第165号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 挙手多数により、本件は承認されました。

地元委員の細見さんも大変やけど、本人やろうということなんで、指導をよろしくお願いします。

それでは、続きまして、日程第5、議案第166号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第166号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。今回の地域計画の意見照会につきましては、昨年5月に策定されました朝来山口地域の新井の3つの区で作られました地域計画の変更案についての意見照会でございます。

それでは、今回の変更部分ですけれども、図面の最終ページを御覧いただきたいと思っております。今回の変更に係ります部分なんですけど、最終のページに変更案の参考資料ということで付けております。今回2筆を変更したいということで案ができております。朝来支所のちょうど西側、裏手側の農地と南側の農地です。この変更案の参考資料につきましては、策定当初の色付けで塗ってありますけれども、いずれの農地も耕作放棄地として位置づけられた農地でございます。それで、左側が10年後の変更後の目標地図でございまして、まず、支所の裏側といいますか、西側の対象農地から除外という部分ですけれども、赤色で塗ってあったものを無色にするということで、地域計画の対象農地から除外するというのと、それから、支所の南側の部分で、耕作放棄地として赤色に塗ってあった農地を自作農地に変更するというので、緑色に変更をされてございます。今回の変更につきましては、この2筆が対象でして、この除外する農地につきましては、農振農用地外の農地で、今回、転用したいというような案件がありまして、地域計画の位置づけから外すということが契機となって今回の変更案となっております。

以上が、この変更案についての説明でございます。

○議長 今回修正ということで上がってきたんですけども、皆さんのほうから何かこの件につきまして、御意見、御質問ございますか。

ちょっと私のほうからですけど、初めてこういうものが出てきたんですけども、ちょっとだけの変更みたいなもので、たいそうなこんな資料を出したりして審議するというのはどうかなって、ちょっと僕自身、個人的には思ったりする。例えば、事務局で整理して、後で事後報告するとか何か、そのルールを決めてね、した方が合理的でいいかなというのは、ちょっと気になったんですけどね。これから、どんどんこういう細かい、ひとつのパートだけが変わっただけで、こういう手続きせなあかんのは、ちょっと大変なんで、ちょっとそんなことを思うんですけど、事務局どうでしょうか。法的にせなあかんの。

○事務局 今回はですね、特に転用の案件が絡んでおりますので、地域計画の対象農地になっている部分については転用が認められないということがありますので、今回については変更案として出させてもらってます。

ただ、例えば集約を今後していきたいということで、例えば自作農地であった部分を委託農地に変更していきたいというような案件でしたら、ある程度まとめて意見照会をしていくような形も採れるのかなというふうに思っております。今回については転用案件が絡んでおり出させてもらってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ちょっとそういうことですので、今後はもう少し合理的にそういうステップでお願いできたら。

大田垣委員。

○大田垣委員 今、会長からいろいろと今後の事務手続きについて御意見がありました。私、この新井の参考資料の中で、地域計画対象農地から除外という赤い印の農地があるんですが、そこをずっと点線で囲ってありますけれども、この朝来支所から西側、これをストーンと、もうこの地域計画からこの点線の中に入れておけば問題なかったなという感じがします。今後、基盤整備がしてない農地につきましては、耕作放棄地が増えてきますので、それでしたら当初からここを枠外にしましたのにとというよう気がして、今後、今より3年、5年の計画変更の中でのこういったことは、もう除外しておいたほうが、今後の事務手続きがスムーズじゃないかと思ひました。以上です。

○議長 ほかに何か皆さんございませんか。

よろしいですか。今回初めてですかね、こういうのが出てきたの。

それでは、皆さん、総合的判断として適當か不適當かお諮りします。

適當と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 皆さん全員適当ということでございますので、本件は適当と回答いたします。

以上で本日の審議案件は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶いただきます

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時38分終了)